

令和5年第2回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年2月3日（金）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、大谷係長、大和書記、柳田書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第4号 選挙人名簿から抹消すること
 - (2) 議案第5号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること
 - (3) 議案第6号 海老名市公職選挙法令執行規程の一部を改正すること
- 7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時24分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第4号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第4号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、137人である。その内訳は男77人、女60人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、346人である。その内訳は男180人、女166人である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第5号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第5号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回登録する者の数については、女2人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男53人、女71人、合計124人であった。

今回の女2人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男53人、女73人、合計126人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第6号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第6号 海老名市公職選挙法令執行規程の一部を改正すること】

事務局 海老名市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程を議案書のとおり定めたいものである。

提案理由は、中新田五丁目の街区変更に伴い、投票区及びその区域を定めている本規程において該当の投票区における区域の表示について、所要の改正をするものである。

改正内容は、別表の第3投票区の区域について「中新田五丁目1番から18番まで」を「中新田五丁目1番から7番まで、12番から14番まで、17番、18番」に改め、同表の第10投票区の区域について「中新田五丁目19番」を「中新田五丁目20番」に改めるものである。

施行期日は、令和5年2月3日とするものである。

委員長 議案について質疑を求める。

杉山委員 街区変更が行われる理由はなにか。

事務局 土地区画整理事業による施行によるものである。

委員長 他に質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

【協議事項】

・令和5年第1回選挙管理委員会の会議録の確認について

→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。

・神奈川県議会議員選挙海老名市選挙区の立候補予定者説明会について

→ 配付した次第案のとおり進行することとした。また、出席者については、選挙長は出席とし、永江委員長の出席は今後調整することとした。

・期日前投票所について（事前確認）

→ 配付資料のとおり期日前投票所を新設・変更することを確認した。なお、正式には、議案の議決により決定されることを確認した。

・委員及び補充員による投開票所の巡視について

→今回の選挙についても巡視を実施することとした。

(主な質疑等)

委員長 委員各位においては、巡視の際の態度等に気を付け、巡視の目的をはき違えることなく実施すること。

【報告事項】

・神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙の概要について

→ 配付資料を基に、選挙の概要について説明した。

・神奈川県議会議員選挙立候補予定者について

→ 令和5年1月13日現在で県選管が把握している立候補予定者を報告した。

・公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の概要

→ 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、該当する事由の特定が不要となる改正がされ、それに伴い宣誓書の様式についても改正されたことを報告した。

・投票立会人の従事に係る希望確認 調査結果報告について

→ 令和4年12月22日付けで、明るい選挙推進協議会委員に対し行った投票立会人の従事に係る希望確認の調査結果について、資料に基づいて報告した。

(主な質疑等)

委員長 明推協委員だけでなく、応募制投票立会人の方も従事できるように調整すること。

事務局 承知した。